



人とまち「きずな」でつなぐ 元気な平生

平成 25 (2013) 年

広報

ひらお

4 月号

No.1212



主な内容

- 2 - 3 協働のまちづくりフォーラム
- 4 - 7 平成25年度 平生町の予算
- 8 6月から水道料金が変わります
- 13 町長室の窓
- 15 - 17 まちの話題
- 22 - 23 情報伝言板

つないだ手で深まる“絆”^{きずな}

3月3日、町武道館で「協働のまちづくりフォーラム」が開催されました。

このフォーラムは、4月からの施行を控えた「平生町参加と協働のまちづくり条例」のPRと、これからのまちづくりについて考えることを目的としたもの。約200人の町民および関係者の方々が集まり、共に学び、考えることで協働に向けた第一歩を踏み出しました。(概要：P 2～3)

◇発行：平生町役場 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210 番地の 1 ☎0820 (56) 7111<総務課>

●ホームページ【パソコン版】<http://www.town.hirao.lg.jp/>

【携帯電話版】<http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html>

(右の2次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取るによりアクセスできます。)

●E-mail hirao1@town.hirao.lg.jp



みなさん、まず一步を踏み出しましょう！

協働のまちづくり

フォーラム

3月3日、協働のまちづくりフォーラムの概要をお伝えします。

基調講演

「協働のまちづくり」
～広がる、深まる、

つながる まちづくり～

【講師】 船崎 美智子（ライフスタイル研究所代表）

●協働とは：

協働は「町民」「自治会」「NPO」「市民活動」「行政」「大学」「企業」といった多種多様な組織の専門性、ノウハウ、知恵や力を全部出し合って足



ライフスタイル研究所代表
船崎 美智子

すことで動き始めます。「働」は「人」が「動く」と書きます。人が動くと、皆が集まり、知恵やそれぞれの持っているノウハウ、汗、経験を一緒にし、アイデアを出し合うことで協働が生まれていきます。1つの団体だけでは協働になりません。多様な組織と一緒ににならないと協働とはいえません。

●自治会とNPOとの違いについて

自治会は地域の中での活動する人、NPOは想いが起点になって活動する人です。そして、その人たちが力を合わせて活動するのが協働です。

●事例紹介

各地域の協働のまちづくりについての事例を紹介。

●まとめ

・協働により、立場が違う人が知り合い、集う場所になりました。
・お互いの専門性や今までの経験から、いろいろな改善策ができました。
・意見を共有することで、新たなアイデアが出てきました。



山口県立大学附属地域共生
センター教授 坂本 俊彦

・他人事から自分事として考えることができるようになりました。
そして自分の住んでいる地域に誇りを持つことができました。

報告

「平生町参加と協働のまちづくり条例」について

【報告者】 平生町まちづくり条例検討合同部会長 坂本 俊彦（山口県立大学附属地域共生センター教授）

条例の経緯と内容について報告。

パネルディスカッション

テーマ「条例とまちづくり」

【コーディネーター】 坂本 俊彦

【パネリスト】 船崎 美智子、畑 八郎（田布路木元気ですかい代表）、池岡 勝正（NPO法人まちサポーターズクラブ理事長）、村川 真弓（平生町子ども会育成連絡協議会会長）、山田 健一（平生町長）

【坂本】 協働のまちづくりの全般を考えたとき、地域の課題を地域の人





田布路木元氣ですか〜い
代表 畑 八郎

たちが創意工夫で解決していくことが原点だと思います。現在、活動の課題になっていることはありますか。

【畑】 大きな災害が起きたときは、身近な人たちの助け合いが必要です。そのため、普段から交流を深めようとイベントを開催していますが、参加者が固定化し、新しい人の参加がなかなか難しい。

【町長】 本町でも協働のまちづくりがいろいろな形で進んでいます。町としては、どうバックアップしていくかが大きなテーマになります。条例の中で一番大切なのが第10条です。この中で公民館やコミュニティセンターを協働のまちづくりを推進していく組織として整備していくことが一つのポイントであり、これらの指針の策定を進めています。

現在、平生町の人口は1万3千人を少し切りました。先日実施した自治会アンケート調査では「高齢者がほとんどで活動が低迷」「会長が1年の輪番制で継続的な取り組みが難しい」などの意見がみられました。

皆で地域を再生させるため、町もしっかり汗をかき、しっかりとした指針づくりを進めていきます。



平生町子ども会育成連絡協議会会長 村川 真弓

【坂本】 地域の課題をある程度の範囲で取り組む組織の設置、バックアップや活動拠点について、現在指針を策定中で、今後、活動をサポートしていきたいというお話でした。

【船崎】 協働の実施に必要なものについてお話ししたいと思います。

まず、人と人をつなぐネットワーク力と、コミュニケーション力を持った人が必要です。次に、顔を合わせ話し合う場です。公民館やコミュニティの小さな単位でつながっていくことが非常に重要です。最後に情報発信です。活動にしても、知る人がいなければ意味がありません。うまく口コミや組織を使って情報を広げる仕組みが重要です。

【坂本】 私の方から3点、まちづくりを進めていく上での課題について質問をしたいと思います。

①参加の促進 ②人づくり、後継者育成 ③協働の相手 以上についてお願いします。

【畑】 参加の促進ですが、イベントの周知は、回覧板ではなく工夫したチラシを一軒ずつ配るようにしています。また、マスコミに取材依頼をし、放映してもらうこともあります。



NPO法人まちサポーターズクラブ理事長 池岡 勝正

人材育成については、町から押しかけてくるくらいの勢いで、若い人にも関心が持てるような「押しかけ講座」をしてもらえたらと思います。協働では、他自治会との情報交換が役に立つと思いました。

【池岡】 当法人ではマスメディアや口コミを利用した参加促進を考えています。

また、町の空き家バンクと協働すること、空き家を地域の資源として活用し、人口定住の促進に寄与したいと考えています。

【村川】 協働について話をしたいと思っています。子ども会は今後、各公民館やコミュニティセンター単位の団体と連携を図っていききたいと考えています。また、コミュニティセンターにも常時管理人を置き、地域の子どもたちの居場所として運営をしてもらえればと思います。

【町長】 まちづくりは人づくりという言葉があります。まちに元気があってもない人によって動いていくのだと感じています。

【船崎】 人材育成にはまず1歩踏み出すことが必要だと提案します。私が黙っていても誰かがやってく



平生町長 山田健一

れるという考えはやめましょう。待っているのではなく、自ら出かけて行きましょう。きっと、あなたを待っている人がそこにいます。

あなたがいるからこそ、つながっていく場があります。それが協働になっていきます。

【坂本】 最後にパネリストのみなさんから一言ずつお願いします。

【村川】 今後も地域の子どもたちのために、平生町のために、自分のできることを地道に楽しんで活動していきたいと思っています。

【畑】 一歩踏み出すと結構楽しい時間経過、喜んでもらえることもある。今後も、自分の住む地区に誇りを持ち、住んでよかったと思ってもらえるように活動していきます。

【池岡】 当法人はできたばかりですが、お困りのことなどありましたらご一報ください。できる限りでお手伝いさせていただきます。

【坂本】 まず、第1歩を踏み出し、楽しみながら平生町をもっと住み良いまちになるような活動を皆で行っていききたいと思っていました。

参加と協働のまちづくり

平成25年度 平生町の 予算

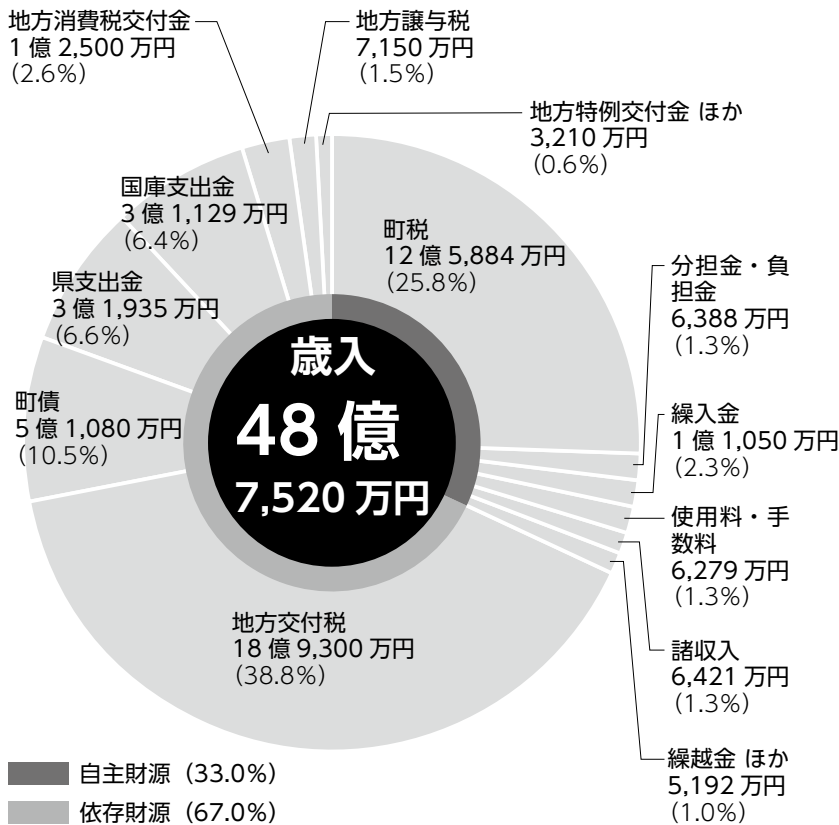
一般会計歳入歳出総額 48億7,520万円

一般会計、特別会計全体では、89億4,262万9千円。前年度対比で8,267万8千円、0.9%の増加。平成25年度は「第四次平生町総合計画」の3年目にあたることから、同計画の目指すべき将来像である「人とまち「きずな」でつなぐ 元気な平生」の実現と、実施計画の着実な実践による「まちづくり」を推進していきます。

また、「平生町参加と協働のまちづくり条例」を平成24年度に制定したことから、行政と住民との接点を重視しながら、重点施策を着実に実行していきます。そこで、平成25年度の予算編成テーマを「参加と協働のまちづくり」と定め、町民のニーズを的確に反映した効率的・効果的な編成を行い、次に掲げる5つの実践テーマによりバランスよく配分したメリハリのある予算としました。

一般会計歳入

※（ ）内は構成比



会 計 区 分		平成 25 年度当初予算額	平成 24 年度当初予算額	増減額	増減率
一 般 会 計		48 億 7,520 万円	48 億 7,540 万円	△ 20 万円	△ 0.004%
特 別 会 計		40 億 6,742 万円	39 億 8,455 万円	8,287 万円	2.1%
内 訳	国民健康保険事業	17 億 2,417 万円	16 億 7,711 万円	4,705 万円	2.8%
	簡易水道事業	460 万円	1 億 2,438 万円	△ 1 億 1,977 万円	△ 96.3%
	下水道事業	7 億 1,901 万円	6 億 9,166 万円	2,735 万円	4.0%
	水産廃棄物処理事業	8 万円	8 万円	0 円	0.0%
	漁業集落環境整備事業	9,068 万円	9,421 万円	△ 353 万円	△ 3.7%
	介護認定審査会事業	2,706 万円	2,697 万円	9 万円	0.4%
	介護保険事業	12 億 3,925 万円	11 億 7,475 万円	6,449 万円	5.5%
	後期高齢者医療事業	2 億 286 万円	1 億 9,536 万円	750 万円	3.8%
	飲料水供給施設事業	5,968 万円	—	5,968 万円	新規
計		89 億 4,262 万円	88 億 5,995 万円	8,267 万円	0.9%

- 1 参加と協働による
住民自治のまちづくり
- 2 安全、快適で、
幸せに暮らせるまちづくり
- 3 未来を担う
子どもたちを育むまちづくり
- 4 魅力と活力あふれるまちづくり
- 5 健全な財政で
持続可能なまちづくり

一般会計の主な特徴

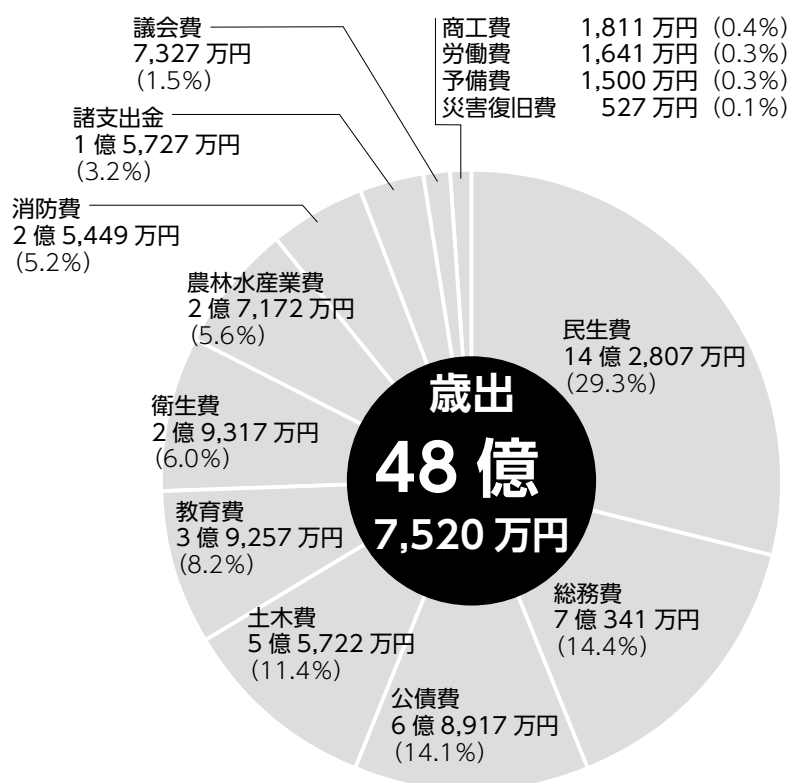
一般会計予算額は48億7,520万円、ほぼ前年度並となっています。歳入の町税では、たばこ税が収入増などの見込みにより573万6千円、0.5%の増加となっています。地方交付税については、国の本年度予算が17兆624億円と対前年度比2.2%減少していることから、普通交付税を、前年度当初予算と比較して6100万円減額しています。また、妊婦健康診査とヒブワクチン接種事業、子宮頸がん予防ワクチン接種事業などが、予防接種法の改正で定期接種に位置づけられる予定で、国庫補助金が廃止となったことにより、自治体の一般財源負担額が増加しています。

投資的経費（建設事業など）は約4億920万円で前年度と比較すると約795万円増加しています。

このように、財政需要は年々増加しており、一般財源不足を補うため、当初予算において、財政基金から

一般会計歳出

※（ ）内は構成比



1億1050万円を繰り入れることとしています。

特別会計の主な特徴

上水道への統合に伴い、簡易水道事業特別会計は前年度と比較して約1億1977万円減少していますが、国民健康保険事業勘定特別会計や介護保険事業勘定特別会計における医療給付費や介護給付費の増加などにより、全体の予算規模は前年度当初予算対比で、8287万8千円、2.1%の増加となっています。

主な建設事業

事業名	金額
単独土地改良事業	700万円
農免農道整備事業	1,866万円
漁港海岸保全事業	3,550万円
単独町道改良事業	7,210万円
単独河川改修事業	1,600万円
排水機場改修事業	1,824万円
平生港湾湾整備事業	430万円
単独下水路改修事業	310万円
町営住宅改修事業	1,200万円
小学校整備事業	1,145万円
中学校整備事業	1,813万円
公民館整備事業	1,789万円
体育館整備事業	460万円
公共下水道整備事業	1億7,695万円
簡易水道統合整備事業	4,515万円

各費目の主な用途

- 【民生費】高齢者や子育てなどの福祉サービス
- 【総務費】住民登録や庁舎の維持管理、防犯対策、選挙など
- 【公債費】借り入れた町債の返済
- 【土木費】道路、公園、河川の整備など
- 【教育費】学校教育、生涯学習、スポーツの振興など
- 【衛生費】健康増進、疾病予防、環境対策など
- 【農林水産業費】農業、畜産業、水産業などの振興
- 【消防費】火災、救急、防災対策など
- 【議会費】議会運営
- 【商工費】産業政策、商工業、観光振興など
- 【労働費】勤労者支援など

注) 記事内の金額は1万円未満を切り捨てたものです。そのため、各図表における構成比の内訳と合計などが一致しないことがあります。

平成 25 年度予算 重点施策

1

参加と協働による 住民自治の まちづくり

●自治会活動の支援

自治会員の総意に基づき、自治会内での交流の促進や連帯意識の醸成につながる活動に対して助成し、自治会の活性化を促進します。また、自治会や地域運営のあり方について検討し、町内 145 自治会の適正な運営・組織強化を支援します。

●協働推進指針策定

本年度から施行の「平生町参加と協働のまちづくり条例」を具現化するための「指針」を策定します。この「指針」では、地域の運営体制、町の支援体制、人材の発掘・育成などについて策定していきます。

●集会所建設等事業補助金

既存事業を拡充し、自治会の活動拠点となる集会所施設の新築、改築、改修や修繕に要する経費の一部を助成します。そのことにより、地域住民が気軽に集える場所を確保し、地域コミュニティの醸成を図ります。



2

安全、快適で、 幸せに暮らせる まちづくり

●防災行政無線整備事業

防災情報を住民に迅速・確実に伝えるため、平成 21 年度から、老朽化した無線システムを年次的に更新しています。これにより、孤立する可能性の高い避難所と役場との相互通信手段を確保すると共に、住民の皆さんが安全かつ速やかに災害への対応がとれる防災情報の連絡体制を整備することができます。

本年度は、10 局の子局（屋外スピーカー）について、従来のアナログ電波からデジタル電波のものへの更新を計画しています。



●佐賀地区移送サービスモデル事業

高齢者や、身体状況（障害者、けが人等）により、車両を運転できず移動することが困難な人たちに対して、買い物や通院などの日常生活を支援するため、町が地域の団体へ車両を貸与します。本年度は、地域の実態や課題、住民からのご意見等を把握して、今後の移送サービスに向けて取り組んでいくための実証試験を行います。

●戸籍副本データ管理システム導入

東日本大震災における被災状況を踏まえ、市区町村の戸籍正本データと管轄法務局の管理する戸籍副本データが同時に消滅することを防止するため、法務省が新たに戸籍副本管理システムを構築することとなりました。これにより、町が作成した戸籍データは、専用装置により副本データとして専用通信回線を通じて、遠隔地に設置する戸籍副本データ管理センターに送信され、保管・管理することができます。このシステムに対応するため、既存の戸籍情報システムの改修を行います。

●ため池等農地災害危機管理対策事業 （ハザードマップ策定）

東日本大震災の発生以来、ハード対策による防災のみならず、地域住民の防災意識の高揚に向けたソフト対策による減災が重要との認識が高まっています。本年度以降の 4 年間ににおいて、下流に人家や公共施設のあるため池についてハザードマップを作成し、関係住民へ公表し、地域に応じた減災対策の推進に努めます。

●社会教育施設の整備事業

快適な学習環境の推進を図るため、中央・大野・佐賀公民館、勤労青少年ホームのトイレ改修工事および佐賀公民館企画室の床の張り替えを行います。また、安全安心な社会教育施設の整備の推進を図るため、佐賀公民館と勤労青少年ホームの現況耐震診断および体育館の耐震補強実施設計を行います。



3

未来を担う 子どもたちを育む まちづくり

●小中学校整備事業

平生小学校の第2校舎管理教室棟および第3校舎普通教室棟の耐震補強のための実施設計、佐賀小学校プールの水質の向上を図るための改修工事を行います。また、老朽化に伴う平生中学校の普通教室棟の屋根防水工事、トイレの改修工事、防犯対策として、学校敷地周辺にLED外灯を設置します。

●子ども・子育て支援計画策定

幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新制度が平成27年度にスタートする予定です。この計画策定に向けて、本年度は住民アンケート調査の実施、支援計画策定委員会の設置を行い、子育ての状況やニーズを把握します。

●スクールソーシャルワーカーの配置

いじめや長期欠席などの生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉士などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行う、「スクールソーシャルワーカー」を配置し、教育相談や課題のある児童生徒や家庭への支援を行います。

●我がまちスポーツ推進事業補助金

山口国体の成果を継承し、サッカーを「我がまちスポーツ」として位置付け、地域で親しむスポーツとして定着・普及を行い、地域の活性化につなげていきます。そのため、地域の財産（人材・スポーツ環境など）を活用しながら、引き続き町内スポーツ関係団体が行う取り組みに対して支援します。

4

魅力と活力 あふれる まちづくり

●やまぐち集落営農生産拡大事業補助金

県の産地形成計画に基づき、「玉ねぎ」の生産拡大・産地化に努めます。その取り組みの一環として生産機械などの導入支援、また、農業倉庫（宇佐木）を、園芸用共同利用機械・施設（玉ねぎ集荷・乾燥・貯蔵・調整等施設）に改修する支援を行います。

●土手町南蛮樋木材炭素年代測定事業

南蛮樋の歴史を知る上での貴重な資料とするため、熊川河川改修工事に伴い移築復元中の土手町南蛮樋の基礎構造物である木材の年代測定を行います。



●「ひらお産業まつり」補助

町内の産業間の連携や産業の活性化を図るため、昨年に引き続き「ひらお産業まつり」の開催に向けて、まつりの企画、立案を担う実行委員会への補助を行います。内容については、各関係機関と連携を図りながら実行委員会で調整・協議していきます。

●住宅リフォーム資金助成事業補助金

町民の住宅環境の向上および地域経済の活性化を目的としたこの事業は本年度で最後となります。町内に住所を有する人で自ら居住する住宅（建築後10年以上経過）を対象として、町内に本店を有する施工業者を利用して改修工事を行う場合に、その経費の一部（上限10万円）を助成します。

5

健全な財政で 持続可能な まちづくり

●持続可能な行財政基盤確立に向けた取り組みの実践

健全な財政の実現に向けて、「第五次平生町行政改革大綱」（平成22～26年度）を着実に実践していき、財政指標を改善させます。毎年度、実施計画に沿った取り組み状況を把握し、改革を実施する上での課題を早期に発見・解決しながら改革を進めていきます。

●安定的な税収確保

自主的・自立的な財政運営を行うためには、自主財源となる町税収入の安定的な確保を図ることが必要であり、収納率の向上と公平・公正な税収確保に向け、積極的かつ徹底した姿勢で税収確保に努めます。

6月から水道料金が変わります

一律1㎡当たり31.5円の値上げ（メーター口径13～25mmの場合）
～皆様のご理解をお願いします～

田布施・平生水道企業団は、昭和43年に給水を開始して以降、安定的に良質な水を供給できるように努力してまいりました。

しかし、恒常的な水不足は解消されたものの、長引く経済の低迷や人口減少による水需要の減、さらには浄水場建設などに要した経費や柳井広域水道企業団からの受水費などが、水道企業団の財政を大きく圧迫しているのが現状です。

県や田布施、平生両町からも料金対策に係る補助を受け、さらに業務の民間委託による人件費の削減、企業債の借り換えや浄水場などの過大施設を廃止するなど管理・運営面でも合理化・効率化を進めてまいりましたが、なお困難な財政運営となっています。

これらの状況を踏まえ、水道料金を6月から右記のとおり改定させていただくこととなりました。

今後も一層の経費の節減・効率化に努めてまいりますので、何卒、皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

料金改定の内容【1カ月につき（消費税込）】

	メーター口径	基本料金		1㎡当たりの従量料金 (5,000㎡まで)
		水量	料金	
現行	13～25mm	8㎡まで	1,260円	210円



改定後	13～25mm	8㎡まで	1,512円	241.5円
-----	---------	------	--------	--------

※メーター口径40mm以上や臨時用の料金、5,000㎡を超える場合の従量料金、各メーター使用料金については従来どおりです。

新しい水道料金は8・9月分（9月検針、10月請求分）から適用されます。

現在、佐賀簡易水道（黒羽根地区を含む）、尾国簡易水道、佐合島飲料水供給施設を使用中の場合も、6月の事業統合に伴い料金が改定されます。

下水道使用料および漁業集落排水施設使用料については、これまでと変わりません。

水道料金の計算例（消費税込）

①メーター口径13mm、1カ月10㎡使用した場合

	現行	改定後
基本料金（8㎡）	1,260円	1,512円
従量料金（2㎡）	420円	483円
メーター使用料	84円	84円
合計	1,764円	2,079円

②メーター口径13mm、1カ月20㎡使用した場合

	現行	改定後
基本料金（8㎡）	1,260円	1,512円
従量料金（12㎡）	2,520円	2,898円
メーター使用料	84円	84円
合計	3,864円	4,494円

■問合せ先 田布施・平生水道企業団 ☎（52）2400

[簡易水道について 町役場建設課 ☎（56）7118]

第四次平生町総合計画 「実施計画書」を 公表しています

平生町では、平成23年度からスタートした第四次平生町総合計画における具体的な取り組み状況をまとめた「実施計画書」を毎年度策定し公表しています。

平成25年度における「実施計画書」を次のとおり作成し、公開していますのでお知らせします。

●掲載内容

平成25年度から27年度までの3カ年間の主な取り組みとなる事務事業（各種サービスなど）を、総合計画の体系に合わせた形で掲載

●設置場所

役場本庁（玄関入口）、各公民館、図書館

※町ホームページからもご覧いただけます。

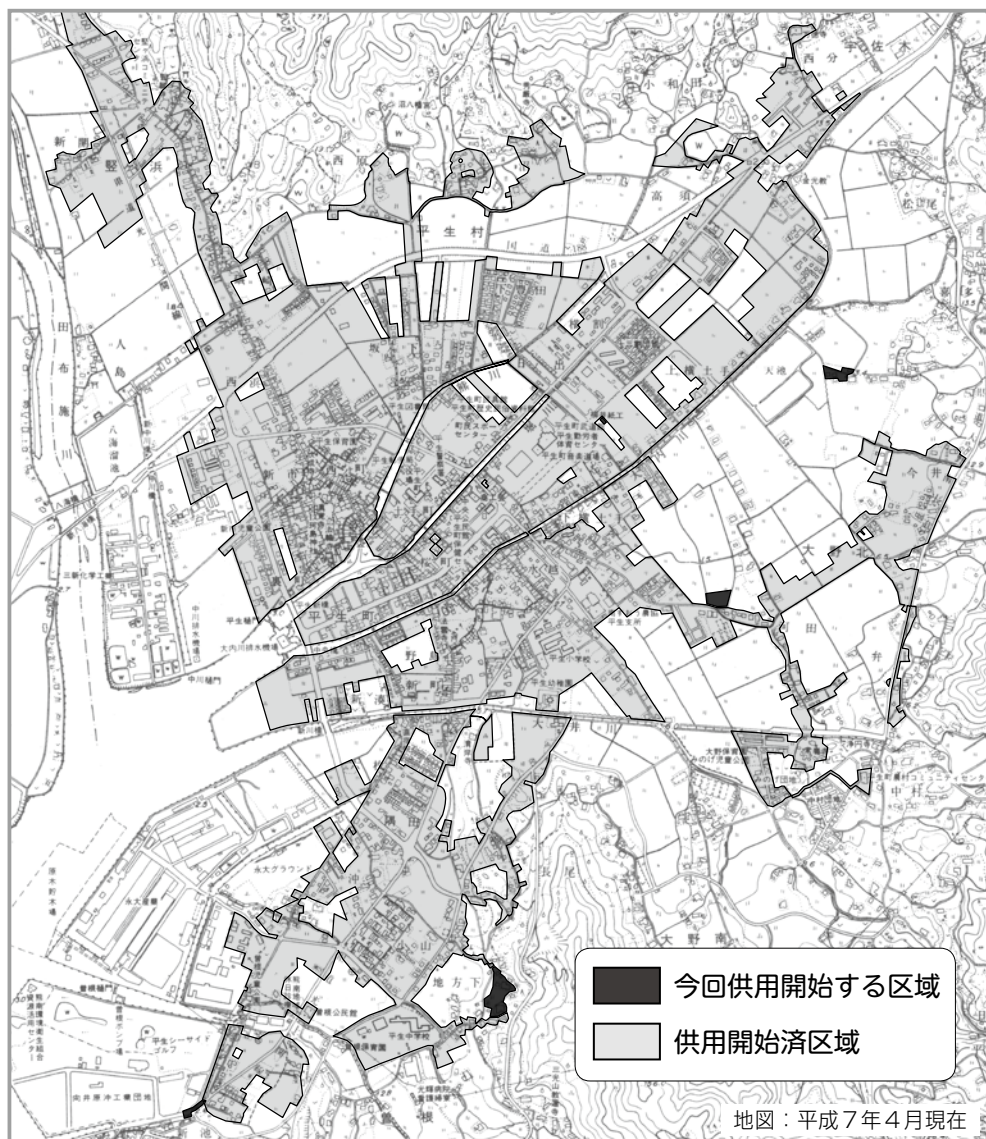
■問合せ先

町役場総合政策課

☎（56）7120

【町ホームページ】

<http://www.town.hirao.lg.jp/>



下水道の区域が 拡大します

■ 問合せ先 町役場建設課 ☎ (56) 7118

4月1日から次の区域について、下水道の供用を開始することをお知らせします。これに伴い、新たな供用開始区域の人は、4月1日以降、排水設備を設置することにより下水道を使うことができます。

排水設備の設置について

下水道を使用するには、排水設備（公共マスまでの宅地内の排水管やマスなど）を設置する必要があります。

また、くみ取り便所は水洗便所に改造し、浄化槽による水洗便所は浄化槽を廃止して、下水道につながなくてはなりません。

これらは、下水道が使用できる区域になった日から3年以内に行っていたことに

なります。

なお、これらの工事は平生町排水設備指定工事店に依頼して行ってください。

また、くみ取り便所の水洗化や浄化槽の廃止などの排水設備工事を対象とした「改造資金の融資あっせん制度」を設けています。融資を受けた場合は、工事を依頼する際に指定工事店に伝えてください。

受益者負担金について

下水道は道路や公園などと違い、限られた区域内の人しか利用できないため、その整備費用を税金だけでなく、そのことは、税負担の公平を欠くこととなります。

そこで、公共下水道事業によって利益を受ける人（受益者）に、費用の一部を負担していただくこととなります。

◎ **負担金は一度限り**
負担金は、供用開始区域内の人にかかりますが、毎年賦課されるのではなく、一度限りのものです。

◎ **申告制について**
負担金は、間違いなく運用するために申告制になってい

ます。対象となる人には申告書を送付しますので、内容を確認のうえ期限までに申告してください。

◎ **受益者・金額・納付方法**
区域内すべての土地が対象となりますが、地目や利用状況により徴収額や減免の措置があります。

負担金額は1㎡あたり400円で、土地の面積を乗じた金額となります。
負担金の納付については、5年間の分納で1年を4期に分けて計20回で納めていただきます（一括納付もできます）。また、第1期の納期は7月末日となります。

養育医療・育成医療 給付申請窓口の変更

4月から養育医療・育成医療の給付申請窓口が、山口県柳井健康福祉センターから平生町に変わりました。

【養育医療】

出生児の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた子どもに対して、必要な医療の給付を行う制度です。所得に応じて費用の一部負担があります。

【育成医療】

身体上の障害を有する児童や現在の病気を放置すると将来障害を残すと認められる児童（18歳未満）で、治療によって確実な効果が期待される場合に、その医療費の自己負担を軽減する制度です。自己負担は原則1割で、世帯の所得水準に応じて毎月の負担上限額が設けられます。

※対象となる医療・障害の範囲、手続方法など、詳しくはお問い合わせください。

■申請・問合せ先

【養育医療】町保健センター ☎（56）7141

【育成医療】町役場健康福祉課 ☎（56）7115

難病の方々も 障害福祉サービスの 対象となります

「障害者総合支援法」の施行に伴い、4月から障害の範囲に難病などが追加されました。

対象者は、身体障害者手帳などの所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスなどを利用することができます。

●主なサービス内容

居宅介護、短期入所、日常生活用具・補装具の給付など

●手続方法

対象となる疾患に罹^り患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）を持参の上、申請してください。

●利用者負担額

住民税を基準に決定されます。

※対象となる疾病（130疾病）や手続方法など、詳しくはお問い合わせください。

■申請・問合せ先

町役場健康福祉課 ☎（56）7115

再就職のキは“習得”と“自信”！

求職者支援制度を ご存じですか？

①職業訓練

自己負担はテキスト代1～2万円程度です。※資格取得の検定料などは除く

+

②ハローワークの就職支援

+

③職業訓練受講給付金

一定の要件を満たす人に訓練受講中「受講手当（月10万円）＋通勤手当（上限あり）」を支給します。

↓

早期再就職

※訓練の受講申込みや職業訓練受講給付金の手続方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

【ハローワーク柳井】☎（22）2661

国民年金

「学生納付特例制度」は
毎年度申請が必要です

20歳以上の人は学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、所得が一定以下の学生は、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を受けることができます。この特例の承認期間は4月～翌年3月で、毎年度申請が必要です。

「昨年度も特例を受けていた人」
在学予定期間が終了していない人には、簡単に申請ができる申請書（ハガキ形式）を3月末から4月にかけて送付しています。必要事項を記入して返送することで、平成25年度の申請ができます。

【新規（変更）申請する人】

学生納付特例を新たに申請される人や、在学される学校などに変更がある人は、年金事務所または役場町民課で申請をしてください。

「持参物」学生証（コピー可）または在学証明書・印章

■申請・問合せ先

徳山年金事務所

☎0834（31）2152

町役場町民課 保険年金班

☎（56）7113

【所得の目安】

118万円＋

（扶養親族等の数×38万円）

阿多田交流館・平生町歴史民俗資料館・平生町民具館

4月から祝祭日も開館しています

阿多田交流館、平生町歴史民俗資料館および平生町民具館の開館日を次のとおり変更しました。

多くの皆様のご来館をお待ちしています。

●開館日時 火曜日～日曜日 午前9時～午後4時

※月曜日、年末年始（12月28日～翌年1月3日）は休館です。

祝祭日も開館しますが、月曜日が祝祭日の場合は休館となります。

～ご不明な点がありましたら、各施設にお問い合わせください～

■問合せ先

【阿多田交流館】

☎（５６）１１００

【平生町歴史民俗資料館】

☎（５６）２３１０

【平生町民具館】

☎（５６）２３１０

例 4月、5月の場合

	4月29日(月) 昭和の日	4月30日(火)	5月3日(金) 憲法記念日	5月4日(土) みどりの日	5月5日(日) こどもの日
変更前(～24年度)	休館	休館	休館	休館	休館
変更後(25年度～)	休館	開館	開館	開館	開館



町外にお住まいの方々にご紹介ください

平生ファン倶楽部

会員募集

平生町外にお住まいのご家族やご親戚、お友達などに毎月「ふるさと平生」からのお便りをお届けしませんか。

月100円（年会費1,200円）で、毎月「ふるさと平生」の情報（広報など）をお届けします。

平生ファン倶楽部とは

本倶楽部は、町外にお住まいの人に平生町を知っていただき、そして、平生町を応援していただくための会です。平成24年度末現在で約160人の町外にお住まいの人が入会されています。

入会方法

次のいずれかにより、入会される人のお名前、年齢、住所、電話番号を下記「申込み・問合せ先」までお送りください。

「ふるさと納税」で平生町の応援を

ふるさと平生応援寄附金

「ふるさとに貢献したい」「ふるさとを応援したい」という想いを形にすることができる「ふるさと納税制度」。

本町では、この制度を活用して平生町に縁のある方々からのご支援を「ふるさと平生応援寄附金」としてお受けし、まちづくりに活用させていただいています。

平生町外に転出されたご家族やご親戚、お知り合いなどに、この制度をご紹介いただきますようお願いいたします。

「ふるさと納税」ってなに？

平生町に寄附を行った場合、翌年、確定申告を行うことで2,000円を超える金額*が、所得税や個人住民税から軽減されます。（※軽減される額には、上限があります。詳しくは、お住まいの市区町村の税務担当部署にお問い合わせください。）

「ふるさと納税」をするには？

まずは、下記「申込み・問合せ先」から「寄附申込書」をお取り寄せいただき、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。その後、詳細についてご案内いたします。

■申込み・問合せ先（共通）

〒742-1195

山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1

平生町役場 総合政策課

☎ 0820（５６）７１２０

FAX 0820（５６）７１２１

✉ seisaku1@town.hirao.lg.jp

【Facebook】※平生ファン倶楽部の申込みのみ <http://www.facebook.com/hiraofanclub>

ご注意ください！

町では、「寄附申込書」を提出された人以外に振り込みなどをお願いすることはありません。「ふるさと納税」をかたった寄附の強要や振り込み詐欺にはご注意ください。

人権コラム

つながりぬくもり

親子の絆

No.28



平生町人権教育推進協議会
(事務局：町教育委員会)

核家族化のなかで、育児放棄や幼い子の虐待など「親子の絆とは何なのか」と考えさせられる事件が相次いで発生しています。

そんな折、ミサゴの生活についてのドキュメンタリーを目にして新鮮さを感じました。

ミサゴはタカの仲間で猛禽類の一種です。鋭い目と魚を捕まえるハンタ一の爪をもっており、山口県では阿知須の自然公園で観察することが出来ます。羽を広げると2m近くになります。

春、カップルが地上20mの鉄塔の上に巣をつくり、それからしばらくして3つの卵が産まれました。メスは一日中巢で卵を温めます。オスは海に飛び込んで魚を捕まえてはメスのもとへせっせと運んできます。するとメスはしばらく休憩とばかりにそのエサをもってどこかへ出かけ、その間はオスが卵を温めるのです。素晴らしい連携です。

ある日、春の風が襲ってきました。2羽は身を挺して一晩中必死で卵と巣を守ります。くちばしと脚と羽で木ぎれを押さえ腹で卵を守るのです。

翌日、巣の半分は吹き飛ばされましたが卵も親鳥も無事でした。

卵が産まれて40日目、卵の中からヒナが出てきます。外へ出ようとしますが、外へ出ようとしてもがきながら鳴き続けるヒナを励ますように親鳥は声をかけます。ヒナは6時間かけて殻の外へでることができました。

そこへまた新たな危機が訪れます。今度はカラスの襲来です。20羽近いカラスがヒナを狙っています。1対1ではカラスはミサゴに勝てませんが、2対20ではミサゴが不利

です。後ろからミサゴをつついては挑発したり、枝を引っ張って巣を壊そうとしたりするのです。カラスの攻撃は、朝と夕方、執拗に1週間も続きましたが、ミサゴは必死にそれをかわし、ヒナをカラスから守り抜きました。

夫婦で力を合わせ、子どもを必死で守っているミサゴの姿から親子の絆を改めて考えさせられました。

近年、様々な自由や権利を主張する人が増えている中、親としての生き方も同様に様々な価値観のもとで多様化してきていますが、本当に大切なものは何か、それは守られているのか、今一度考え直してみたいものです。

【参考】NHK教育「ダーウィンが来た！『これぞ親子愛！完全密着ミサゴの子育て』」2012年12月23日放送

一人ひとりが主役のまち“平生” 協働のまちづくり 14

■問合せ先 町役場総務課 地域活動推進班 ☎(56)7111

NPO法人とボランティアはよく一緒にされがちで、NPO活動の特徴である『非営利性』とボランティア活動の特徴である『無報酬性』が混同されることがあります。「NPOがお金を稼いではいけない」とか「ボランティアでやっているのだから収益事業を行わないのが当然」ということではありません。

非営利とは

「利益を分配してはいけない」ということなので、必ずしも、無償を意味していません。

収益事業を行ってはならないという意味ではなく、“活動で得た利益を関係者で分配しないということ”です。NPO法により、NPO法人は収益事業を行うことが認められています。『収益』と『営利』は別です。

収益を上げるということは、対価を取ることです。収益を上げて経費（人件費など）を引いたものが『利益』で、それをみんなで分配する

Thema

NPO法人とボランティアの違いは？

ことが『営利』です。NPO法人は、利益を分配するのではなく、もう一度次の活動に使うので非営利ということになります。

NPO法人のメリット

法人名での登記や銀行口座の開設などが挙げられますが、これらは何もNPO法人に限ったことではなく、法人になる組織すべてに当てはまることです。

NPO法人に特有の利点は“社会的な信用が得られる”ということです。もちろん、信頼や信用は時間をかけて地道に築いていくものですが、NPO法人の場合は設立時においてもこのメリットをある程度有しています。

無報酬とは

その名のとおり“報酬をもらわないこと”。もらったとしても提供したサービスの方が大きく、対価と全く釣り合っていないこと。



町長室の

No.131



『窓あけて窓いつぱいの春』（山頭火）。穏やかな陽光に窓を開け、胸一杯に吸い込む春の空気は実に心地良いものです。ところが今年は、花粉に黄砂にPM2.5と、かすむ景色に不安を募らせる日も少なくありません。しばらくはマスクが手放せない季節が続きそうですよね。

さて、迎えた新年度は、協働のまちづくり元年です。町は昨年末、議会の議決をいただき『平生町参加と協働のまちづくり条例』を制定しました。これまでご協力賜りました数多くの関係者に厚くお礼申し上げます。

『条例』制定の背景には、まず、人口減少と急速な少子高齢社会が進む中、地域の連帯感や自治意識の希薄化が懸念されていることがあります。

い、何とかしなければ...という危機感があるからです。この『条例』を具現化する第一歩として、先月「協働のまちづくりフォーラム」を開催したところです。基調講演に続き、すでに町内で先進的なまちづくりを実践されている地域や組織のリーダーによ

いる地域をより良くするため、自分のできることを可能な範囲で担っていくこととするものです。もちろん、こうした課題の解決に向け、行政も皆さんと一緒に知恵を絞り、汗をかいて参ります。今後の具体的な取り組みについて目下、「指針」を作成

「協働のまちづくり」

す。町内の行政協力員のアンケート調査でも、自治会活動の低迷を心配する声が多く出されています。

さらに、空き家や、耕作放棄地の増加、有害獣による被害の拡大など、新たな地域課題も発生し、このまま手をこまねているわけにいか

る意見交換など、大変有意義な会となりました。

「協働のまちづくり」は、何も難しく考えることはありません。身近な地域の環境整備や美化活動、防犯や防災などの地域安全活動、青少年の健全育成、高齢者の見守り活動...など、私たちが暮らして



しているところです。今のところ、公民館単位くらいのまとまりやすいエリアで地域協働的な組織を立ち上げてもらい、地域ごとの事業プランを策定、提案、それを町が支援していく仕組みを考えています。

町民誰もがふるさと平生に誇りと愛情をもって、心豊かに暮らせるよう、この平生町から「地域再生」の気概を示していきたいと思います！

山田 健一

自治会に 加入しましょう！

現在、町内には平生地区（71自治会）・大野地区（25自治会）・曾根地区（24自治会）・佐賀地区（26自治会）の合計146の自治会、2地区（曾根、佐賀）の自治会連合会があり、役場と連携を図りながら活動されています。

あなたも、自治会活動に参加しましょう！

住みよい地域づくりには、一人ひとりの参加とお互いの協力が大切です。

Q 自治会って何？

A たまたま同じ地域に住むことになった人たちが、相互の親睦を図りながら、環境美化のための草刈、街路灯やゴミステーションの設置・維持管理や、防犯のためのパトロール、親睦行事（花見・もちつき）の開催など、さまざまな活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていこうとする自主的な任意の団体です。

Q 加入すると、どんなメリットがあるの？

A 町の広報紙などの行政情報のほかに、自治会や各団体で作成する情報紙やチラシなどが配布・回覧されるので、各種の生活情報や身近なイベント情報が入手できます。また、道路・側溝・街路灯の改善など、日常生活上の環境整備に係る問題などが的確に要望できるので、安全・安心なまちづくりにつながっていくことができます。

Q 自治会に入らないといけないの？

A 自治会への加入は、強制ではありません。しかし、防災・防犯、自治会が管理する街路灯・ゴミステーションの設置など、生活に密着した問題には隣近所や、自治会員相互の助け合いが必要となるので、ぜひ加入してください。

自治会についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【町役場総務課 地域活動推進班】

☎（56）7111



町民課の
窓口延長サービス

●毎週金曜日、町民課の窓口は午後6時30分まで（年末年始、祝日を除く）

●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書

※戸籍について、古い戸籍（除籍・原戸籍）は除く

「平成24年度自治会アンケート調査」の結果をお知らせします

第2回（全2回）

調査結果 アンケートの最後に記入いただいた「自由意見」についてご紹介します。

町への要望など

- ▶ 他市町村で「うまくいっている自治会」「活性化された自治会」などを紹介し、住民の士気の高揚を図ったらよいと思う。
- ▶ 町自身は自治会活動のあり方をどのように思っているのか、町としてのビジョンがあるのか教えてほしい。
- ▶ ボランティアへの参加が増え、その人たちが楽しみを見出せるような雰囲気づくりが大切。友人同士が楽しみながら自治会活動に参加できるよう役場がリードするべき。
- ▶ 自治会の範囲が広く、高齢化のため、広報等の各戸配布が困難。各戸に郵送するようにしてほしい。
- ▶ 高齢化時代に対応できる自治会の構築のため、住民相互の連帯強化、共同作業への参加の促進、懇親会の開催、若い世代の参加促進、帰属意識の醸成を図る等、自立した自治会を目指し試行錯誤しているが、最後の受け皿として、行政に頼らざるを得ない。行政は、長期視点に立ち、明確な政策を掲げ、トップダウンで、ある程度強引に実行する指導力が必要。
- ▶ 要介護者の人数や、避難方法などの情報を町から知らせてもらったら、協力できるのではないかなと思う。
- ▶ 公共の河川、水路の清掃、管理のあり方について考える必要がある。
- ▶ 町内の海拔表示板の設置場所を教えてください。また、自治会内に1カ所くらいは設置してほしい。
- ▶ 若者が町内で働いて生活できるまちづくりを。
- ▶ 自治会内に新しい老人介護施設の設立、気軽に立ち寄って話ができる施設が必要と思う。
- ▶ 管理されず倒壊寸前の空き家があり、近隣住民が不安に思っている。早急に対策をお願いする。
- ▶ 畑などでの野焼きをする際は、近隣への迷惑を考えると、町からも注意してほしい。
- ▶ 地域に店がなく、交通手段もないため高齢者が困っている。移動店舗車やミニバスの運行ができないか。
- ▶ 町はこれまで、自治会の代表者による行政協力員会議を行い情報交換を実施してきたが、今回、アンケートを実施し、住民との意見交換の場がなく、一方通行になった。町自ら自治会活動に飛び込み、地域の状況や実態をつかむとよいと思う。
- ▶ 家、田畑、山林等で所有者が管理を放棄している物件は行政で有効利用することができるようになるべき。それにより、防犯、防災、交通の利便性等に効果が期待できるのではないかなと思う。

自治会長について

- ▶ 自治会長が自治会内のほかの役員も兼ねていて、負担である。
- ▶ 自治会長を輪番制で決めているが、体力的な面からみて年齢制限があってもよいと思う。
- ▶ 自治会長が1年交代のため、自治会をまとめていくことが難しい。

自治会の運営について

- ▶ 高齢化により、住民に活力がなくなり、自治会活動への意欲もなくなるため、意欲がある若い人を担ぎ出して動かすようにしたら良いと思う。
- ▶ 世帯数が少なく、高齢化が進んでおり、自治会活動も縮小している。
- ▶ 自治会の班の世帯数に差があり、活動内容にも影響するため見直しが必要。
- ▶ 町や自治会の行事に参加する人が少ないため、皆で集まり、話し合いや花見などができればいいと思うが、資金面からも難しい。良い解決策はないか。
- ▶ 自治会に入会しなくても行政のサービスを同様に受けることができ、また、自治会活動に魅力がないため、入会しない人もおり、自主防災活動などができる状態でない。
- ▶ 集会所がなく、総会等を個人宅で開催している。リーダーとなる人の高齢化と若い世帯に共働きが多いことから役員の選出、自治会活動に支障が出ている。
- ▶ 人の出入りが多く、若い人が多いので、自治会活動について理解が難しい。身のまわりのことから、少しずつでも活動といえることができればと思う。
- ▶ 地区内合同のお祭り、盆踊り、清掃活動等で親睦を図っている。今後は一人暮らしや体の不自由な人のためにも、地震・津波に対する防災を積極的に進めたいと考えている。

アンケートにご協力いただいた自治会長さんにおかれましては、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見は、今後の自治会活動の施策に反映させていただき、住民のみなさんと連携したまちづくりを進めてまいります。

幼年消防クラブが防火啓発

春季全国火災予防運動（3月1日～7日）の活動の一環として、町内の各幼稚園・保育園で組織している幼年消防クラブの園児たちが、町内各所に山火事防止を呼びかける防火杭を設置しました。

▷宇佐木保育園の園児たちは山田公会堂前（宇佐木）に杭を設置しました。



地域の竹を利活用

3月1日、大野南の松本さん方を会場に、県の農林事務所が竹チッパー講習会を実施しました。

この講習を受講した人が所属する団体は、今後同所から粉碎機を借りることができ、この日は町内の自治会やボランティア団体など5団体15人が参加して、安全操作について学びました。



◁自走式粉碎機（中型）
▽粉々になった孟宗竹。
マルチや肥料などとして活用できます。



老人クラブカラオケ大会

3月3日、平生町老人クラブ連合会主催のカラオケ大会が曾根公民館で開かれました。

参加したのは、町内の各老人クラブから募った38人。歌声はもちろんのこと、衣装などの演出やカラオケの合間の舞踊も会場を盛り上げました。



まちの話題

こつこつ料理教室

骨を丈夫にして寝たきりを予防しようと「こつこつ料理教室」が、2月27日（大野公民館）、28日（町保健センター）で開催されました。

参加者は、栄養士からカルシウムの上手なとり方について説明を受けた後、平生町食生活改善推進員の方々の指導による調理実習を行いました。

▷乳製品だけではなく、乾物や野菜を使ったバランスのよい献立。



平生の味で おもてなし

平生の味伝承会

かき餅づくり体験

（3月2日／ひらおハートピアセンター）



きてみて！ひらおの会
そば打ち体験

（3月10日／鯉ヶ浜コミュニティセンター）



＜体育館で津波のメカニズムなどを学ぶ生徒たち（3月12日／平生中学校）＞ △ 4～6年生が各自で非常食を準備（3月11日／平生小学校）▽縦割り班で上級生が下級生のお手伝い（3月6日／佐賀小学校）



小中学校で非常食体験

東日本大震災から2年の節目となる3月11日を中心に、町内3校の児童生徒が防災教育の一環として非常食を体験しました。

使用された非常食は、学校給食用の食材などを取り扱う地元の会社「ウサガワ有限会社」から無償で提供されたもので、少量の水で食品の入ったパックを温めることができます。

試食とともに、平生中学校では防災教育用教材を利用して緊急時の対応を学び、各小学校では避難生活の大変さなどを児童たちに伝えることで防災意識を高めました。

平生中央児童館まつり

3月23日、第15回平生中央児童館まつりが開催されました。

館内では子どもたちのステージ発表や演奏会などが、屋外では昔の遊び体験やフラダンスの発表、もちまきなどが行われ、会場は多くの人でにぎわっていました。



田名公民館まつり

3月17日、田名公民館まつり実行委員会主催の第25回田名公民館まつりが開催されました。

午前の部ではつきたてのおもちが入ったぜんざいなどが来場者に振る舞われ、午後の部では館内で神舞や舞踊、カラオケなど老若男女問わず、さまざまな世代によるステージ発表が行われました。



もしもの海難事故に備えて

3月26日、山口県漁協平生町支店で漁業者安全操業啓発活動の一環として「海難事故救命研修会」が行われました。

参加した漁業者16人は、講師に迎えた柳井地区広域消防組合の救急救命士から、心臓マッサージやAEDの使い方などを真剣に学びました。



郷土の文化財を学ぶ

3月17日、平生図書館で「歴史講座」が行われました。

講師は県内の文化財に広く精通している渡辺一雄先生（梅光学院大学教授）で、土手町南蛮樋を中心に町内・県内の文化財の特徴や、文化財の保護・活用がいかに重要であるかを参加者に伝えました。



表彰 消防功労者表彰

平生町消防団および団員が、消防に関する多大な功績から、次のとおり表彰されました。(敬称略)

平成24年度消防功労者

消防庁長官表彰

(表彰式：3月6日〔東京都〕)

【功労章】 団長 伊田 親男

【永年勤続功労章】 副団長 藤本 悟

分団長 重歳 徳士

平成24年度山口県消防功労者

山口県知事表彰

(表彰式：3月21日〔山口県庁〕)

【竿頭綬】 平生町消防団

△3月21日に受章の報告に町長室を訪れた伊田団長(写真左)と藤本副団長(写真右)。



スポーツ大会結果

平生町少年剣道大会(3月10日/町体育館)

【団体戦】

◆小学高学年の部 準優勝

平生剣道スポーツ少年団 A
(山崎翔太、高橋夕梨花、西依輝)

◆中学女子の部 第3位

平生中学校 B
(竹浦ほのか、木村友美、新川夢美)



ご卒業・ご卒園 おめでとうございます

町内の小・中学校、幼稚園、保育園
で卒業式・卒園式が行われました。



△平生幼稚園/3月22日



△宇佐木保育園/3月26日



△平生中学校/3月9日

寄贈

山口県トラック協会

～小学校新入児童に黄色い雨傘～

～中学校新入生徒に自転車用テールランプ～

(社)山口県トラック協会柳井支部(藤谷拾人支部長)から、小学校の新入児童に黄色い雨傘(94本)、平生中学校の新入生徒に自転車用の発光式テールランプ(96個)が寄贈されました。

△贈呈式(3月22日/中央公民館) 藤谷支部長から中田校長(平生中学校)に目録が手渡されました。



平生ライオンズクラブ

～幼・保育園新入園児に交通安全ワッペン～

～小学校新入児童にものさし～

平生ライオンズクラブ(吉富哲雄代表)から、小学校の新入児童にものさし、幼稚園・保育園の新入園児に鈴付きの交通安全ワッペンが寄贈されました。

△贈呈式(3月22日/中央公民館) 吉富代表から今村園長(平生保育園)にお祝いの品が手渡されました。



■問合せ先

町保健センター ☎ (56) 7141

こんにちは保健師です

No.622

定期予防接種について

●BCGの接種対象年齢が拡大されました

4月1日からBCGの接種対象年齢が「生後1歳未満（従前…生後6月に至るまで）」となり、標準的な接種年齢は「生後5月～生後8月」の期間となりました。

●日本脳炎予防接種の積極的勧奨

日本脳炎予防接種は、1期を生後6月から90月に至るまで、2期を9歳以上13歳未満で受けることになっていま

す。接種勧奨の差し控えがあった平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人で、日本脳炎予防接種を4回受けていない人は20歳未満まで受けることができますので、早めに接種しておきましょう。

●予防接種の月齢、年齢の数え方

予防接種の月齢、年齢の数え方は、民法により、誕生した日の前日に次の年齢に達していることとなっています。

例えば、接種対象期間が「生後1歳に至るまで（1歳未

満）」の場合、1歳の誕生日の前日には1歳となっているため、誕生日の前々日までが接種できる期間となります。必要な予防接種は「接種対象期間（定期接種として受けることができる期間）」よりも「標準的な接種期間（望ましい接種期間）」を目安に受けることをお勧めします。

●定期接種の拡充

4月1日から、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンが定期接種に加わり

●ヒブワクチンの追加免疫接種について

ヒブワクチンの追加免疫接種は、初回免疫終了後7月から13月までの間隔をおいて接種してください。

●接種対象期間が年齢ではない定期予防接種

【MR（麻しん・風しん混合）2期】小学校就学前の1年間
【子宮頸がん予防ワクチン】中学1年生～高校1年生の女子（3回目の接種がこの期間に入るようにしましょう）

風しんが流行しています！ ～妊婦への感染にご注意ください～

平成25年の全国の風しん報告数が2月20日時点で昨年同時期の約20倍となっています。特に関東地方での報告数が急増していますが、山口県でも増加しています。

風しんの最大の問題は、妊娠前半期の妊婦の初感染により、お子様が先天異常を含むさまざまな症状を呈する先天性風しん症候群を発症する可能性があります。妊娠中や妊娠の可能性のある人、さらにそのご家族などは、特に感染予防が必要です。

●定期予防接種を受けよう

MR（麻しん・風しん混合）

1期：生後12月から24月に至るまで

2期：小学校就学前の1年間

●妊婦への感染を防ごう

特に以下の人で、風しんの抗体がついていない人は、任意で予防接種を受けることをご検討ください。

- ①妊婦の夫、子ども、同居家族
- ②10代後半から40代の女性（特に、妊娠希望者または妊娠する可能性の高い女性）
- ③出産後間もない女性



おすすめメニュー

あさりとワカメのスープ

平生町食生活改善推進協議会

あさりの味噌汁に飽きたときにいかがですか。
ごま油の風味としょうがの香りがきいています。

《材料》 4人分

あさり(殻つき)	300g	鶏がらスープの素	小さじ1/2
ワカメ(乾)	5g	A塩	小さじ1/2
しょうが	1片	しょうゆ	小さじ1
ねぎ	2本	ごま油	小さじ1

《作り方》

- ①しょうがはせん切りにする。
- ②ワカメは水に戻す。
- ③鍋にごま油を熱し、しょうがとあさを炒め、水4カップを加えて煮立ったら、ワカメとAを入れ調味する。
- ④③を器に盛り、小口切りにしたねぎをのせる。

小児救急電話相談【毎日 午後7時～11時】

☎ #8000 または ☎083 (921) 2755 (携帯可)

内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

こころの救急電話相談【24時間対応】

☎ 0836 (58) 4455

内容：精神病、うつ病、自殺願望など



平生町では、昭和63年度から花いっぱい運動に取り組んでいます。町のあちこちに美しい花壇があり、春には色鮮やかなパンジーやビオラが、夏には真っ赤に燃えるサルビアや光り輝くマリーゴールドが季節を感じさせ、町民をはじめ、町を訪れた人の心を和ませてくれています。これらはフラワーベルトや町内モデル花壇、学校や公民館など地区の花壇を支える個人、団体、ボランティアグループの方々の「美しいまちづくり」への思いの表れです。

フラワーベルトは毎年春と秋に植栽式を行い、多くの参

加者の手により約1万株の花が植えられています。その後の管理は、生涯学習推進協議会の構成団体や町内企業、公共機関等で、除草や水やりなどを行っています。

また、各公民館では、春と秋にポット移植や花壇への植栽が、公民館を利用する地域の方々を中心に行われています。

花壇づくりをみんなですること、一緒に活動する仲間とのふれあいが生まれ、美しい花壇に育ったときの喜びを共有し、絆を深めることができます。また、手入れの行き届いた花壇は、見た人々の心を和ませ、地域の元気を伝えます。

生涯学習推進協議会では毎年「平生町花いっぱいコンクール」を行っています。昨年度は17の個人や団体からの応募がありました。除草や水やりなど花壇の管理や猛暑による被害防止など、花を育てる上で、さまざまな苦労があっ

たと思いますが、どの花壇も見事に花を咲かせていました。今年度のコンクールについては6月のお知らせ版でご案内します。多数のご応募をお待ちしています。

今年度の町民憲章具現化目標は第1項「自然を大切にし環境をととのえ 美しいまちをつくりまします」です。フラワーベルト植栽式や地域の花壇づくりなど「美しいまちづくり」に参加してみませんか。みんなで花いっぱいのまちをつくらせていきましょう。

■問合せ先
町教育委員会社会教育課
(56) 6083



No.209 生涯学習推進だより みんなで花いっぱいのまちに 生涯学習推進協議会事務局



平生町生涯学習推進マスコット「マニビット」

図書館 だより



新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

肉骨茶

高尾 長良 著

マタニティ・グレイ

石田 衣良 著

ガソリン生活

伊坂 幸太郎 著

沈黙の町で

奥田 英朗 著

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎ (56) 2310

【開館時間】午前9時～午後5時15分

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます♪

<http://www.library.town.hirao.lg.jp> または 町公式ホームページからアクセス

《児童書》

かくれんぼどうぶつえん

今森 光彦 切り絵

ノウサギとハリネズミ

はた こうしろう 絵

ドキドキ新学期

はやみね かおる 作

幸福トラベラー

山本 幸久 著

— お知らせ —

4月から雑誌が一部変わります。「すてきな奥さん」と入れ替えに「ゆうゆう」が入りました。どうぞご利用ください。

休館日

4月…22日(月)、29日(月)、30日(火・月末整理日)

5月…6日(月)、13日(月)

話題の本

『本番まで風邪を引かない! 元気塾弁』

牧野直子 著 (女子栄養大学出版部)

息子の名門私立中学合格を支えた管理栄養士のお弁当作りの秘訣を大公開! 肉巻きおにぎり弁当。サケの磯辺焼き弁当など受験生におすすめのお弁当レシピと、組み合わせ自在なおかずバリエーションを収録。



「こどもの読書週間」4月23日(火)～5月12日(日)

4月23日(火)は「こども読書の日」です。平生図書館では1カ月間「親子で読もう昔話」の展示および貸出を行いますのでご利用ください。

シリーズ

正しい知識で 安心な消費生活

山口県消費生活センター 電話 083(924)0999

消費生活問題の相談窓口

相談

子どもが進学し、一人暮らしを始めたところ、訪問販売などの勧誘が多くて困っているようです。どこに相談したらよいのでしょうか。

アドバイス

お子さんが住んでいる地域の消費生活センターや地元市町の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

◆◇ワンポイント◆◇

商品やサービスの契約トラブルなど、消費者からの消費生活全般に関する相談に対応する消費生活相談窓口が全国の自治体に設けられています。本町では、町役場経済課で町内の消費者からの相談を受け付けています。

また、山口県消費生活センターでは、月曜日から金曜日は午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前8時30分から午後5時まで、県内在住の消費者の相談を受け付けています。

なお、転居などで相談先が分からないときは、消費者ホットライン（全国一律番号、ナビダイヤル）にダイヤルすると、最寄りの消費生活相談窓口につながりますのでご活用ください。

【各相談機関の電話番号】

◇町役場経済課 ☎（５６）７１１７

◇山口県消費生活センター ☎０８３（９２４）０９９９

◇消費者ホットライン ☎０５７０（０６４）３７０

柳井警察署だより

4月6日(土)から15日(月)までの10日間
春の全国交通安全運動に
参加しよう

運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルド
シートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- スピードダウンの推進 (県重点)

特に昨年から、高齢者被害の交通死亡事故が多く発生しています。

交通事故の特徴は

- 車から見て、右から左へ横断中の被害がほとんど
- 早朝と夜間の被害がほとんど
- 反射材着用無しでの被害がほとんど
- 自宅から500メートル以内での被害が多い
- 女性の被害が多い
- 自動車は、全車がロービーム走行となっています。

そのため

- ★無理な横断をしない！
 - ★夜間は反射材を着用する！
 - ★自動車は、出来る限りハイビームで走行する！
- を守って、交通事故を防ぎましょう。



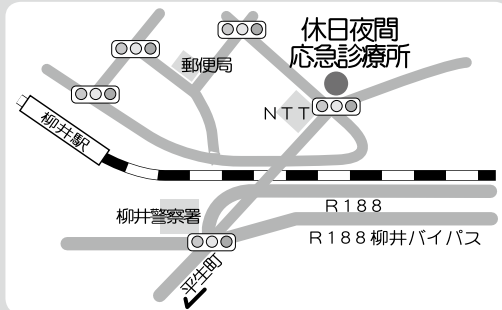
休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所

柳井市中央1丁目5番3号

☎(22)9001 (下記診療時間内)



区分	診療日	診療時間(受付)
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始 (12月30日～1月3日) ※これらの日の夜間診療はありません	午前9時～12時 (午前11時30分まで) 午後1時～5時 (午後4時30分まで)
	平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません
		午後7時～10時 (午後9時30分まで)

人権行政相談 ※相談無料・秘密厳守

- ◆相談日 毎月第2月曜日(休日の場合は翌日)
- ◆相談員 人権擁護委員、行政相談委員
- ◆相談内容 人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談並びに意見や要望などについて

次回は
5/13日

柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作/☎(22)3631〕

- 骨髄バンク登録検査《要予約(前日まで)》
5月8日(水) 9:00～10:00
- B・C型肝炎抗体検査《要予約(前日まで)》
5月8日(水) 10:00～10:30
- HTLV-1抗体検査《要予約(前日まで)》
5月8日(水) 10:30～11:00
- 発達クリニック《要予約(1週間前まで)》
5月9日(木) 13:00～16:00
- HIV抗体検査《要予約(当日まで)》
※当日検査結果がわかります
5月8日(水) 14:00～16:00
- 思春期・ストレス相談《要予約(前日まで)》
5月24日(金) 10:00～15:00
- 心の健康相談《要予約(1週間前まで)》
5月21日(火) 13:00～14:00

月間火災・救急発生状況

(2月) 資料: 柳井地区広域消防組合

月間交通事故発生状況

(2月) 資料: 柳井警察署

	火災			救急		発生件数			死者(人)	傷者(人)
	建物	山林	その他			人身	物損	(人)		
管内	3	1	2	279	管内	24	139	0	31	
平生町内	0	0	1	31	平生町内	5	17	0	6	

まちの人口

2月28日現在
住民基本台帳記載人口
(): 前月対比

世帯数	5,661	世帯(±)	0)
人口	12,954	人口(+)	2)
うち男	6,165	うち男(-)	1)
女	6,789	女(+)	3)

平生町人事異動

〔職名※主査以上氏名(旧職名)〕

●異動(4月1日付)

- 〔議事事務局〕村井泰行(税務課)
- 〔出納室〕会計管理者 小島康司(教育委員会社会教育課長)
- 〔総合政策課〕課長補佐 池田真治(総合政策課政策調整班長)
- ▽政策調整班長 井村哲雄(総合政策課)
- ▽財務班長 影畑克記(総合政策課)
- ▽清水寛次(農業委員会)▽船戸和昌(町民課)
- 〔町民課〕課長 石杉功作(総合政策課長補佐兼財務班長)▽課長補佐 川口龍哉(徴収対策室主査)
- 〔税務課〕課長兼徴収対策室長 山本俊明(佐賀出張所長)▽主査 隅田紀正(税務課)▽松重香緒里(教育委員会社会教育課)▽久保真大(健康福祉課)
- 〔健康福祉課〕課長 田代信忠(健康福祉課長補佐)▽課長補佐 高岡浩行(建設課長補佐兼農林漁港班長)▽高岡福祉班長 久保秀幸(建設課管理班長)▽菊本みよ子(税務課)
- 〔経済課〕課長補佐 田坂孝友(健康福祉課高岡福祉班長)▽服部洋司(総務課)
- 〔農業委員会〕加村弘志(総合政策課)
- 〔建設課〕課長・工事検査員 藤田衛(会計管理者)▽課長補佐 兼徴収班長 新田信之(教育委員会図書館長補佐)▽管理班長 岩井浩治(議事事務局主査)▽土木建築班長 嶋中伸資(建設課)▽農林漁港班長 三宅秀昭(建設課)

課土木建築班長)▽下水道班長 吉村浩志(田布施・平生水道企業団出向)

〔徴収対策室〕主査 加世伸彦(徴収対策室)▽中原稔(建設課)

〔佐賀出張所〕所長兼佐賀公民館長 安村昌己(田布施・平生水道企業団出向)

〔保育園〕平生保育園長 清地朱実(佐賀保育園長)▽佐賀保育園長 畫田君恵(佐賀保育園主査)

●教育委員会異動(4月1日付)

〔学校教育課〕平生幼稚園長 池岡久美子(平生保育園主査)

〔社会教育課〕課長 藤山一人(経済課長補佐)▽図書館長 中本靖則(社会教育課長補佐兼社会体育班長)▽社会体育班長 戎谷啓二(建設課徴収班長)▽小山博史(社会教育課勤労青少年ホーム)▽勤労青少年ホーム 幸谷太平(税務課)

●出向(4月1日付)

〔田布施・平生水道企業団〕課長 岡村茂樹(町民課長補佐)▽主査 関永隆博(建設課下水道班長)

●採用(4月1日付)

総務課 山田晋太郎▽総合政策課 川本裕太▽町民課 藤田智典▽税務課 賀田秀樹▽健康福祉課 澤野優香▽建設課 山本智彦▽教育委員会 学校教育課 河田はるか

●退職(3月31日付)

税務課長 洲山和久▽建設課長 安村和之▽町民課長 中本羊次▽健康福祉課長 弘中賢治▽田布施・平生水道企業団課長 池内昇▽平生保育園長 今村富士乃▽平生幼稚園長 田尾弘子

Information 情報伝言板

お知らせ

有害獣防除柵等設置事業による補助金の交付

町では、イノシシやタヌキ、アナグマなどの有害獣による農作物の被害を防止するため、農地へのトタン板、フェンスおよび電気柵の設置に対し、補助金を交付します。

●補助対象者

農家（過去にこの事業で補助金交付を受けていない人）

●補助金の額

原材料費の2分の1（1戸あたりの限度額2万円）

※申請には設置図や見積書などが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

園田町役場経済課 農林振興班

☎（56）7117

就学援助費のご案内

小・中学生のいるご家庭で経済的理由により就学支援が必要な場合、学用品費や給食費、修学旅行の費用などの一部助成をしています。

希望される人は、交付申請書（町教育委員会に備え付けの様式）に必要事項を記入のうえ、5月31日（金）までに町教育委員会に提出してください。

※所得制限があります。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

園田教育委員会学校教育課
☎（56）6083

試験・募集

山口県職員採用試験

平成25年度山口県職員採用試験が実施されます。

●試験区分

大学卒業程度、社会人経験者等、保健師、短大卒業程度、高校卒業程度、警察官（男性・女性）（A）（第2回）、警察官（男性・女性）（B）、身体障害者採用選考

※受験資格や申込方法など、詳しくはお問い合わせまたはホームページでご確認ください。

○県人事委員会ホームページ
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a33000/shiken/saiyo-joho.html>

下水道排水設備工事責任技術者試験

園田県人事委員会事務局
☎083（933）4474

●日時 7月11日（木）午前10時30分～12時30分

●場所 山口県セミナーパーク（山口市）

●申込期間 4月30日（火）～5月21日（火）

園田役場建設課

☎（56）7118

講座・講習

技能向上訓練

◇「第二種電気工事士（筆記試験対策）」講習（定員30人）

●日時 5月13日（月）～17日（金）、20日（月）～24日（金）午後6時～9時

●内容 国家試験である本資格の筆記試験の受験対策講習

●受講資格 本資格取得希望者

●受講料 100000円

●申込締切 4月22日（月）

◇「パソコン基礎」講習（定員18人）

●日時 5月18日（土）、19日（日）、25日（土）午前9時～午後4時

●内容 基本知識習得、ワープロ・表計算ソフトの操作実習

●受講資格 パソコン初心者

●受講料 8000円

●申込締切 4月25日（木）

◇「パソコン・パワーポイント（初級）」講習（定員18人）

●日時 6月1日（土）、2日（日）午前9時～午後4時

●内容 効果的なプレゼンテーション技法の習得

●受講資格 パソコンの基本操作ができる人

●受講料 7000円

●申込締切 5月16日（木）

◇「パソコン・ワーCAD（初級）」講習（定員12人）

●日時 6月8日（土）、9日（日）、15日（土）午前9時～午後4時

●内容 作図を行いながら基本知識と操作方法を習得

●受講資格 パソコンの基本操作ができる人

●受講料 100000円

●申込締切 5月23日（木）

【共通事項】

●受講資格 在職者などで、現在の職務能力の向上を図りたい人、仕事に必要な新しい技術・知識を身につけたい人

●実施場所 東部高等産業技術学校「周南市」

※内容や申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

園田東部高等産業技術学校

☎0834（28）2233

交通安全・土曜塾

親子で楽しく交通安全を学ぶ、参加・体験型の講習です。

●日時 4月20日（土）午前9時～午後3時

●対象 小学生・中学生とその

＜ 以下は広告欄です ＞

岩国空港線バス

運賃半額キャンペーン

【対象期間】 4月10日(水)～5月31日

【平生町内⇄岩国錦帯橋空港】直通バスが、期間中に限り半額で運行していますので、この機会にぜひご利用ください。

なお、飛行機のダイヤ改正に伴い、4月からバスの発着時間が変わっていますので、ご注意ください。

●運行時刻 (3月31日改正)

	平生営業所*→岩国空港	岩国空港→平生営業所*
1便	9:19 10:30	11:00 12:11
2便	15:54 17:05	17:30 18:41

※防長交通(株)平生営業所内に設置されているバス停(広島行き高速バスと同一)です。

●片道運賃 大人:700円 (通常1,400円)
小人:350円 (通常700円)

■問合せ先

防長交通(株)平生営業所 ☎ (56) 5100

大切な人を自死で亡くした遺族が、体験や想いを安心して語り合いわちあう。

山口自死遺族の集い クローバー

- 日時 毎月第3土曜日(8月、12月を除く) 午後1時30分～
- 申込期限 4月19日(金)
- ◇研削といし取替え等業務特別教育
- 日程(場所)
- 【学科・実技】 5月11日(土) (東部玉鶴工場「下松市」)
- ◇玉掛け技能講習
- 日程(場所)
- 【学科】 5月9日(木)、10日(金) (ホテル松原屋) 【実技】 5月13日(月) 15日(水)の内1日 (鋼鉄工業(株)玉鶴工場「下松市」)

安全衛生講習会

- 募集期限 4月19日(金)
- 参加料 無料
- 内容 車(ゴカート)の組み立て、親子で運転チェック、エアバッグ爆発衝撃体験など
- 参加者 保護者
- 場所 山口県交通安全学習館(山口県総合交通センター内)
- 定員 20組(40人)
- 申込み 20組(40人)
- ※初めての人は、電話でお問い合わせください。
- 場所 防府総合庁舎(防府市)
- 参加費 茶菓子代200円
- 申込み 茶菓子代200円
- 初めての人は、電話でお問い合わせください。
- 場所 山口県精神保健福祉センター
- 申込み 山口県精神保健福祉センター
- 参加費 0835(27) 3480

●日時 5月9日(木) 午後6時～7時30分

夜の裁判所見学ツアー

イベント

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●日時 5月15日(水) 午後2時～4時

憲法週間無料法律相談

●日時 5月15日(水) 午後2時～4時

●場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

●申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士
- 申込期限 5月17日(金)
- 場所 シンフォニア岩国
- 参加費 金銭、不動産、家庭関係などの法律上の問題
- 相談担当者 山口県弁護士会(岩国地区会) 所属の弁護士

児童巡回相談

相談

----- < 以下は広告欄です > -----

まちのカレンダー

《4月16日～5月15日》

4 月

16 (火)	育児学級 (10:00 / 保健センター)
17 (水)	こころの健康相談・いこいの場 (13:30 / 保健センター)
18 (木)	平生町母子保健推進協議会総会 (9:30 / 保健センター)
19 (金)	朗読ボランティアつゆくさの会 (10:00 / 平生図書館) 平生町食生活改善推進協議会総会 (13:00 / 保健センター) ひらお読書会 (13:30 / 平生図書館) もの忘れ相談 (13:30 / ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
20 (土)	体育館開放日 (午前中) 古文書輪読会 (9:45 / 平生図書館) おはなし会 (14:00 / 平生図書館)
21 (日)	平生町スポーツ少年団大会 (9:00 / 町体育館)
22 (月)	保健センター開放日 (13:00)
23 (火)	平生町民生委員児童委員協議会 (13:30 / 町役場)
24 (水)	
25 (木)	1歳6か月児健診 (13:00 / 保健センター)
26 (金)	熊毛郡連合婦人会総会 (13:00 / 町武道館)
27 (土)	体育館開放日 (午前中) ひらお体験農園入園式 (8:00)
28 (日)	参議院山口選挙区選出議員補欠選挙
29 (月) 昭和の日	ひらおウォーキング大会 (9:00 / 町体育館出発 [9:30])
30 (火)	離乳食学級 (10:00 / 保健センター)

5 月

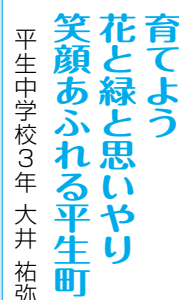
1 (水)	
2 (木)	
3 (金) 憲法記念日	
4 (土) みどりの日	体育館開放日 (午前中) 第12回周東FC招待少年サッカー大会 [～5日] (9:20 / 永大グラウンド)
5 (日) こどもの日	
6 (月) 振替休日	
7 (火)	育児学級 (10:00 / 保健センター)
8 (水)	おひざにだっこの会 (10:30 / 平生図書館) 親しみトーク【町長と語る日】(18:00 / 町役場町長室)
9 (木)	
10 (金)	
11 (土)	体育館開放日 (午前中)
12 (日)	
13 (月)	人権行政相談 (10:00 / 中央公民館、13:00 佐賀公民館) 行政協力員会議 [平生地区東部地域] (19:00 / 町役場)
14 (火)	あすなろ会(介護者家族の会)(13:00 / ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉) 行政協力員会議 [平生地区西部地域] (19:00 / 町役場)
15 (水)	こころの健康相談・いこいの場 (13:30 / 保健センター) 行政協力員会議 [大野地区] (19:00 / 大野公民館)

[5月16日(木) 行政協力員会議 [曾根地区] (19:00 / 曾根公民館)
5月17日(金) 行政協力員会議 [佐賀地区] (19:00 / 佐賀公民館)]

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。



平生中学校2年 西本 彩華



平生中学校3年 大井 祐弥

「伸びゆくまちをつくります」
ポスター・標語
※学校名・学年は受賞時平成24年度のもです。



平生町民憲章

わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたしたち 平生町民は

- 1 自然を大切に し 環境をととのえ 美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまを守り 健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心をもち 温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。

平生町防災メールサービス 登録受付中！

防災情報、気象警報・注意報、安全・安心情報などをメール配信します。※利用料無料、通信費利用者負担

《登録方法》① PC・携帯にアドレス「e-hirao@xpressmail.jp」を直接入力または右図 (QRコード) から読み取り、空メールを送信 ②返信される本登録用メールの内容に沿って必要事項を入力し、登録完了



■ご不明な点はお問い合わせください。 町役場総務課地域安全班 ☎ (56) 7111